

1 答 申 第 4 号
令和元年7月23日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武 藤 知 之

答 申 書

令和元年6月27日付け1健推第224号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

令和元年5月13日付1答申第2号にて答申を受けた健（検）診予約者情報及び受診者の過去の健診結果情報を健（検）診委託事業者へ提供するためのオンライン結合等について、提供方法に閉域回線に接続できる専用端末を介した情報提供を追加することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部保健所健康推進課】

2 審議会の意見

令和元年5月13日付1答申第2号にて答申を受けた健（検）診予約者情報及び受診者の過去の健診結果情報を健（検）診委託事業者へ提供するためのオンライン結合等について、提供方法に閉域回線に接続できる専用端末を介した情報提供を追加することについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。